

議案第 4 3 号

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

特別職が新たに追加されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

町営住宅入居者審査会	会長	日額	6,300
	委員		6,100

」を「

町営住宅入居者審査会	会長	日額	6,300
	委員		6,100
空き家等対策協議会委員		日額	6,100

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分			報酬額(円)	区分			報酬額(円)
略				略			
町営住宅入居者審査会	会長	日額	6,300	町営住宅入居者審査会	会長	日額	6,300
	委員		6,100		委員		6,100
社会教育委員		日額	6,100	<u>空き家等対策協議会委員</u>		<u>日額</u>	<u>6,100</u>
略				社会教育委員		日額	6,100
				略			